

令和7年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録	
1. 開催日時	令和7年7月8日（火） 14：00～14：25
2. 開催場所	県庁19階 会議室
3. 出席者	委員の定数 13名 出席委員 11名
4. 議題	議題4号 漁業者代表委員の辞任同意について 議題5号 遊漁規則の一部変更について（諮問） 議題6号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について（諮問）
5. 議事の経過	別添のとおり

会 議 錄

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条第1項で定める「定員の過半数の出席」を満たしている。
議第4号 漁業者代表委員の辞任同意について	
事 務 局	漁業法第173条で準用する第141条の規定に基づき、岐阜県知事に辞任届を提出した1名の委員の辞任同意について諮るもの。辞任理由は、漁業協同組合の代表理事組合長を辞することとなり漁業者を代表する立場で意見を述べることが出来なくなったため。
原案のとおり承認された。	
事 務 局	令和7年7月8日付けで本委員会の委員を解任された1名に代わり、新たに1名の漁業者代表委員が任命されたため、本委員会会議の出席者が11名となり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条第1項で定める「定員の過半数の出席」を満たしていることを改めて報告。
議第5号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事 務 局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。</p> <p>遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。</p> <p>今回申請のあった漁協の遊漁規則の変更は、19件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内共第3、4号 海津市漁協 変更内容：①たも網の規定 ②遊漁料の改定 ③遊漁料納付場所の公表方法を指定 ④文言、条ズレの修正 ⑤遊漁承認証の交付場所を明確化 ・内共第5号 海津市、養老郡漁協 変更内容：①たも網の規定 ②遊漁料の改定 ③文言、条ズレの修正 ④遊漁承認証の交付場所を明確化 ・内共第6号 西濃水産漁協 変更内容：①たも網の規定

	<p>②文言、条ズレの修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内共第7号 牧田川漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②あまごの遊漁期間の変更 ③文言の修正 ・内共第8号 根尾川筋漁協 変更内容：①がりの禁止区域、期間を変更 <ul style="list-style-type: none"> ②あまご・いわなの餌釣の区域、禁止期間の削除 ③あまご・いわなの遊漁期間の変更 ④釣り専用区の変更 ⑤特定釣漁場の料金設定の変更 ・内共第9号 掛斐川中部漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②文言、条ズレの修正 ・内共第11号 掛斐川上流漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②文言、条ズレの修正 ・内共第12号 海津市、木曽川長良川下流漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②遊漁料の改定 ③文言、条ズレの修正 ④遊漁承認証の交付場所を明確化 ・内共第13号 長良川、西濃水産漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②文言、条ズレの修正 ③遊漁料納付場所の公表方法を指定 ・内共第14、15号 長良川漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②特定釣漁場の規定を削除 ③文言、条ズレの修正 ④遊漁料納付場所を明確化 ⑤現場加算料納付を明確化 ・内共第24号 木曽川中流、日本ライン漁協 変更内容：①たも網の規定 <ul style="list-style-type: none"> ②文言、条ズレの修正 ・内共第25号 木曽川中流漁協
--	--

	<p>変更内容：①たも網の規定 ②文言、条ズレの修正 ③遊漁料納付場所を明確化</p> <p>・内共第30号 益田川上流漁協 変更内容：①たも網の規定 ②キャッチアンドリリース区間の制限の表記の変更 ③文言の修正 ④現場加算料納付を明確化 ⑤遊漁料納付場所の公表方法を指定</p> <p>・内共第34号 土岐川漁協 変更内容：①たも網を四つ手網と区別して規定 ②文言、条ズレの修正 ③遊漁料減免規定を明確化 ④現場加算料納付を明確化 ⑤遊漁料納付場所の公表方法を指定</p> <p>・内共第35、36号 岐阜県矢作川漁協 変更内容：①たも網の規定 ②文言、条ズレの修正 ③遊漁承認証の交付場所を明確化 ④遊漁料納付場所の公表方法を指定</p> <p>・内共第38、41号 宮川漁協 変更内容：①たも網の規定 ②文言、条ズレの修正</p> <p>・内共第42、43号 丹生川漁協 変更内容：①たも網の制限の変更 ②友釣専用区の設定 ③文言、条ズレの修正</p> <p>・内共第47号 石徹白漁協 変更内容：①たも網の規定 ②文言、条ズレの修正</p> <p>・内共第48号 木曽川長良川下流、日本ライン、愛北、木曽川漁協 変更内容：①たも網を四つ手網と区別して規定 ②文言、条ズレの修正</p> <p>行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額についても増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考える。</p>
--	---

会 長	議第5号について何か意見はあるか。
委 員	子どもは遊漁料を支払う必要があるか。
事 務 局	県下全ての漁協において、小学生以下は無料である。中学生から高校生は一部の漁協で有料となる。
委 員	承知した。
会 長	議第5号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第5号について「意見及び異議なし」で答申することとする。

議第6号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について（諮問）

事 務 局	<p>岐阜県漁業調整規則第11条第1項に知事許可漁業は制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示することとなっており、第3項に内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが明記されている。この規定に従って、岐阜県知事より本委員会に諮問されたもの。</p> <p>制限措置の案について説明。漁業種類は火光利用のすくい網漁業とそで網漁業の2種類。操業区域は4つの区域があり、すべての区域に2種類の漁業がある。許可又は起業の認可をすべき者の数は、いずれの漁業においても3地域で1、1地域が2とする。船舶等の総トン数と推進機関の馬力数は1地域では船舶の使用は認めず、3地域では総トン数0.6t以下、馬力数100kW以下とする。漁業期間は2026年2月1日から4月30日までとし、許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格は漁業協同組合とする。許可又は起業の認可時に付加する条件として、公益上必要な場合に、知事が採捕の停止を指示したときには、当該指示に従わなければならないこととする。許可又は起業の認可の申請期間はすべて2025年10月1日から2025年10月31日まで、許可の有効期間はすべて2025年12月1日から2026年11月30日までの1年間とする。</p> <p>許可の優先順位や操業に従事できる従事者数の最高限度等、うなぎ稚魚漁業の許可にかかる基本方針を説明。</p>
会 長	議第6号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第6号については「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第6号については「意見及び異議なし」で答申することとする。
閉 会	